

幼稚園・保育園の入園募集のお知らせ

平成28年4月より入園を希望される方の受付を行います

保育の必要性の認定(支給認定)

幼稚園や保育園の教育・保育施設の利用を希望する保護者の方は、町に認定の申請をしていただき、認定を受けた区分に応じて施設の利用が可能になります。

◆「保育の必要性の認定」で決定する認定区分

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で幼稚園での教育を希望	幼稚園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労等の事由により保育所での保育を希望	認可保育所
3号認定	満3歳未満で保護者の就労等の事由により保育所での保育を希望	認可保育所

※へき地保育所は1～3号の利用が可能です。

◆保育の認定に当たって保育所を希望される場合(2号・3号認定)【保育を必要とする事由】

事由	具体的な内容
①就労	1日4時間以上かつ週3日以上を原則として、1月当たりの就労時間が48時間以上の労働に従事していること。
②産前産後	産前2か月及び産後2か月の期間であること。
③疾病等	保護者の疾病・負傷、又は精神・身体に障がいがあること。
④介護・看護	同居親族(長期入院等の親族を含む。)を常時介護・看護していること。
⑤災害復旧	災害、風水害、火災その他の災害復旧に当たっていること。
⑥求職	求職活動(起業準備を含む。)を継続的に行っていること。(最長90日)
⑦通学	学校、専修学校等に在学していること。
⑧職業訓練	求職に伴う職業訓練を受けていること。
⑨虐待	児童虐待を行っている、又は再び行われるおそれがあると認められること。
⑩DV	配偶者からの暴力等により、子どもの保育を行うことが困難であると認められること。
⑪育児休業	事業所が認めたる育児休業期間に育児休業に係る子ども以外の子どもについて保育を継続利用すること。
⑫その他	その他の事由①～⑪に類すると町長が認める状態であること。

※事由等に変更が生じない場合は、認定申請は就学前の1回です。

◆提出書類

- ①認定申請書(1～3号認定)
- ②雇用証明書等保育を必要とする事由のわかるもの(2号・3号認定)

◆申請及び問合せ先

町保健福祉センター内 保健福祉課児童保育係 (Tel576-5111)

保育園

◆募集園児数

- ◎しらかば保育園 90名 (Tel576-2765)
- ◎上浦幌ひまわり保育園 35名 (Tel576-6205)

◆入園できる基準

保育を必要とする2号認定及び3号認定を受けた児童(上浦幌ひまわり保育園は1号認定を含む)

◆保育時間(延長保育時間を含む)

▽しらかば保育園

月～金曜: 7時30分～18時 土曜: 7時30分～13時

▽上浦幌ひまわり保育園

月～金曜: 8時～17時30分

土曜: 8時～12時(第2・4土曜日は休み)

◆保育料

保護者等の町民税額(4月～8月分は前年度、9月～3月分は当該年度の町民税額)、児童の年齢を基準に10段階に区分し算定されます。(月額0円～73,200円)

※第2子の保育料は、半額です。

※第3子以降の保育料は、無料です。



◆提出書類

申込用紙と保育園の概要は、保健福祉課及び各保育園にあります。

①入園申込書②家庭状況調査書③雇用証明書

◆受付期間 1月14日(木)～29日(金)

◆受付場所

町保健福祉センター内 保健福祉課 (Tel576-5111)

幼稚園

◆募集園児数

- 浦幌幼稚園 5歳児:25名 4歳児:25名 3歳児:25名
- 厚内幼稚園 5歳児:30名 4歳児:25名 3歳児:25名

※入園希望者が定員を超えた場合は、選抜を行います。

◆入園資格

平成28年4月1日現在、満3歳以上で就学前の児童(1号認定)(平成22年4月2日から平成25年4月1日生まれ)

◆年度途中の入園

厚内幼稚園は、年度途中で満3歳になる児童も誕生日以降に入園可能です。ただし、おむつが取れていない等、状況によってはお断りすることもありますので、厚内幼稚園に照会してください。

◆保育時間(月～金曜日)

▽通常保育 9時～13時 ▽延長保育 13時～15時

◆保育料等

▽入園料 3,500円(入園時)

▽保育料(月額)

3,000円(町民税非課税世帯) 7,500円(町民税課税世帯)

※4月～8月分は前年度、9月～3月分は当該年度の町民税区分。

※第2子の保育料は、半額です。

※第3子以降の保育料は、無料です。

▽延長保育料 3,000円(月額)



◆提出書類

申込用紙と幼稚園の概要は、各幼稚園にあります。

①入園願書②園児生活調査表

◆受付期間

1月14日(木)～29日(金)

◆受付場所(希望する幼稚園)

浦幌幼稚園 (Tel576-2023) 厚内幼稚園 (Tel578-2414)

※認定申請書につきましても、希望する幼稚園に提出可能です。

◆問合せ先 役場保健福祉課児童保育係 (Tel 576-5111)